

<h1>高知県公報</h1>	発行
	高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次

告 示	ページ
高知県議会告示	
高知県教育委員会告示	
高知県警察本部告示	
◎技能職員の給与及び旅費に関する就業規則の一部改正 (行政管理課)	1
高知県公営企業局管理規程	
◎高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程	5
高知県教育委員会規則	
◎高知県認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則	5
高知県選挙管理委員会告示	
◎高知県政治資金規正法に基づく収支報告書等の閲覧等に関する規程の一部改正	5
高知県人事委員会規則	
◎職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則	8
◎給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則	11
◎通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	11
◎初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則	12
◎期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	13
◎特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則	13
◎県立学校職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則	13
◎義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則	14

 告 示
 議 会 告 示
 教 育 委 員 会 告 示
 警 察 本 部 告 示

高知県告示第760号
 高知県議会告示第9号
 高知県教育委員会告示第7号

高知県警察本部告示第4号

技能職員の給与及び旅費に関する就業規則

(昭和32年10月 高知
高知
高知
高知)

県告示第645号
 県議会議長告示第1号
 県教育委員会告示第30号
 県警察本部告示第1号

)の一部を次のように改正する。
 令和7年12月23日

高知県知事 濱田 省司
 高知県議会議長 三石 文隆
 高知県教育長 今城 純子
 高知県警察本部長 岩田 康弘

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第2条関係)

技能職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	1	193,000	232,800	252,400	286,600
	2	194,100	233,900	253,300	287,500
	3	195,300	235,000	254,200	288,600
	4	196,400	236,100	255,100	289,500
	5	197,700	237,100	255,900	290,200
	6	199,000	238,000	256,700	290,800
	7	200,300	238,800	257,500	291,300
	8	201,700	239,600	258,300	291,800
	9	203,200	240,300	259,400	292,400
	10	204,800	241,100	260,600	293,100
	11	206,500	241,800	261,800	293,400
	12	208,300	242,300	263,000	293,700
	13	210,000	242,800	264,000	294,100
	14	211,900	243,100	264,700	294,800
	15	213,800	243,700	265,200	295,200
	16	215,700	244,100	265,800	295,700
	17	217,400	244,500	266,300	296,300
	18	218,900	245,100	267,000	296,800
	19	220,200	245,600	267,600	297,400
	20	221,300	246,100	268,700	298,000
	21	222,500	246,600	269,800	298,700
	22	223,800	247,100	270,800	299,300
	23	225,200	247,700	271,600	299,900
	24	226,600	248,200	272,400	300,500
	25	227,700	248,700	273,200	301,200
	26	228,500	249,700	273,900	302,000
	27	229,400	250,400	274,500	302,700
	28	230,200	251,300	274,900	303,400
	29	230,900	252,200	275,500	304,000
	30	231,700	252,600	276,300	304,700
	31	232,400	253,300	277,300	305,400
	32	233,200	254,100	278,300	306,100
	33	234,000	254,500	279,300	306,800
34	234,500	255,100	279,800	307,200	

35	234,800	255,700	280,300	307,800
36	235,200	256,200	281,000	308,400
37	235,700	256,600	281,900	309,000
38	236,200	257,100	282,500	309,700
39	236,800	257,600	283,000	310,400
40	237,400	258,100	283,500	311,100
41	238,200	258,600	283,800	311,600
42	238,700	258,900	284,300	312,300
43	239,200	259,200	284,700	312,900
44	239,800	259,600	285,300	313,600
45	240,400	259,900	286,100	314,400
46	240,700	260,200	286,800	315,200
47	241,000	260,400	287,600	316,000
48	241,400	260,800	288,300	316,900
49	241,800	261,100	289,100	317,600
50	242,000	261,600	289,800	318,400
51	242,200	262,100	290,400	319,200
52	242,400	262,500	291,000	319,900
53	242,600	262,800	291,700	320,600
54	242,800	263,300	292,500	321,300
55	243,000	263,700	293,200	322,100
56	243,200	264,200	294,000	322,800
57	243,400	264,700	294,700	323,400
58	243,600	265,200	295,500	324,000
59	243,800	265,800	296,200	324,600
60	244,000	266,400	296,800	325,200
61	244,200	267,000	297,500	325,800
62	244,400	267,600	298,000	326,300
63	244,600	268,100	298,500	326,800
64	244,800	268,600	299,100	327,400
65	245,000	269,100	299,700	328,000
66	245,200	269,700	300,200	328,500
67	245,500	270,300	300,700	329,000
68	245,800	270,800	301,200	329,500
69	246,100	271,400	301,800	329,800
70	246,400	271,800	302,300	330,300
71	246,700	272,100	302,800	330,800
72	247,000	272,400	303,400	331,300
73	247,200	272,700	304,200	331,600
74	247,400	273,000	304,700	332,000

75	247,900	273,300	305,200	332,400
76	248,200	273,500	305,700	332,800
77	248,400	273,800	306,200	333,300
78	248,700	274,200	306,700	333,700
79	249,000	274,600	307,200	334,100
80	249,300	274,900	307,700	334,500
81	249,600	275,300	308,200	334,900
82	249,900	275,600	308,700	335,300
83	250,200	275,800	309,200	335,700
84	250,500	276,100	309,800	336,100
85	250,800	276,400	310,200	336,400
86	251,100	276,700	310,600	336,800
87	251,400	277,000	311,000	337,200
88	251,700	277,300	311,400	337,600
89	252,000	277,500	311,700	337,800
90	252,300	277,800	312,100	338,200
91	252,600	278,100	312,500	338,600
92	252,900	278,400	313,000	339,000
93	253,100	278,700	313,400	339,300
94	253,400	279,000	313,900	339,700
95	253,700	279,300	314,400	340,100
96	253,900	279,600	314,900	340,500
97	254,200	279,800	315,300	340,800
98	254,500	280,100	315,700	
99	254,800	280,300	316,100	
100	255,100	280,600	316,500	
101	255,400	280,900	316,900	
102	255,700	281,100	317,300	
103	256,000	281,400	317,700	
104	256,300	281,700	318,100	
105	256,600	282,000	318,500	
106		282,300	318,900	
107		282,600	319,300	
108		282,900	319,700	
109		283,200	320,000	
110		283,500	320,400	
111		283,800	320,800	
112		284,100	321,200	
113		284,400	321,500	
114		284,700	321,900	

	115		285,000	322,300	
	116		285,300	322,700	
	117		285,600	322,900	
	118		285,900	323,300	
	119		286,200	323,700	
	120		286,500	324,100	
	121		286,700	324,300	
	122		287,000	324,700	
	123		287,300	325,100	
	124		287,600	325,500	
	125		287,800	325,700	
	126		288,000	326,100	
	127		288,300	326,500	
	128		288,600	326,900	
	129		288,800	327,100	
	130		289,000		
	131		289,300		
	132		289,600		
	133		289,800		
	134		290,000		
	135		290,300		
	136		290,600		
	137		290,800		
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	204,600	215,900	238,200	260,300

別表第4（その2）を次のように改める。

（その2）

調整基本額表

職務の級	調整基本額	
	定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	定年前再任用短時間勤務職員
1級	7,200円	6,100円
2級	8,000円	6,500円
3級	8,900円	7,100円
4級	9,200円	7,800円

附 則

(施行期日等)

- この就業規則は、令和7年12月23日から施行し、この就業規則による改正後の技能職員の給与及び旅費に関する就業規則(次項において「改正後の就業規則」という。)の規定は、同年4月1日から適用する。
(内払)
- 改正後の就業規則の規定を適用する場合には、この就業規則による改正前の技能職員の給与及び旅費に関する就業規則の規定に基づいて支払われた給与は、改正後の就業規則の規定による給与の内払とみなす。
(雑則)
- この就業規則に定めるもののほか、この就業規則の施行に関し必要な事項は、一般職員の例による。
(技能職員の給与及び旅費に関する就業規則の一部改正の一部改正)
- 技能職員の給与及び旅費に関する就業規則の一部改正(平成18年12月高知県告示第842号・高知県議会告示第4号・高知県教育委員会告示第18号・高知県警察本部告示第4号)の一部を次のように改正する。

附則第4項中「令和6年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「(令和6年12月高知県告示第742号・高知県議会告示第6号・高知県教育委員会告示第3号・高知県警察本部告示第2号)」を「(令和7年12月高知県告示第760号・高知県議会告示第9号・高知県教育委員会告示第7号・高知県警察本部告示第4号)」に改める。

公営企業局管理規程

高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年12月23日

高知県公営企業局長 澤田 昌宏

高知県公営企業局管理規程第12号

高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程

高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程(昭和42年高知県企業局管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第18条第2項第1号中「4,400円」を「4,700円」に改め、同項第2号中「21,000円」を「22,500円」に改め、同項第3号中「6,100円」を「6,400円」に改める。

附 則

この規程は、令和7年12月23日から施行し、改正後の高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程の規定は、同年4月1日から適用する。

教育委員会規則

高知県認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月23日

高知県教育長 今城 純子

高知県教育委員会規則第7号

高知県認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則

高知県認定こども園条例施行規則(平成18年高知県教育委員会規則第16号)の一部を次のように改正する。

別表の5の(9)中「第33条の10第1項各号」を「第33条の10第1項各号(幼稚園型認定こども園にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する法第27条の2第1項各号)」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第86号

高知県政治資金規正法に基づく収支報告書等の閲覧等に関する規程(平成30年11月高知県選挙管理委員会告示第70号)の一部を次のように改正する。

令和7年12月23日

高知県選挙管理委員会委員長 田中 庄司

第1条中「写しの閲覧又は写しの交付」を「写し(以下「少額領収書等の写し」という。)の閲覧又は交付」に、「の規定による支部報告書、支部総括文書及び監査意見書(以下「支部報告書等」という。)の閲覧」を「に規定する都道府県提出文書(以下「都道府県提出文書」という。)の閲覧又は写しの交付」に改める。

第2条中「政党助成法」を「政党助成法、政党助成法施行令(平成6年政令第371号)及び政党助成法施行規則(平成6年自治省令第45号)」に改める。

第3条第1項中「(以下「請求者」という。)」を削り、同条第2項中「認めるときは、請求者」を「認めるときは、同項の規定による請求をした者(以下「収支報告書等請求者」という。)」に、「県委員会は、請求者」を「県委員会は、当該収支報告書等請求者」に改める。

第4条第2項中「請求者」を「収支報告書等を閲覧する者(次項において「閲覧者」という。)」に改め、同条第3項中「請求者は、閲覧」を「閲覧者は、当該閲覧」に改める。

第5条第1項から第3項までの規定中「請求者」を「収支報告書等請求者」に改める。

第6条第1項中「基づく」を「基づき」に、「請求は、別記第

4号様式」を「請求をしようとする者は、別記第4号様式による少額領収書等写し開示請求書」に改める。

第7条中「第1項の規定中」を「第1項中」に、「、「政治資金規正法第19条の16」と読み替えるものとし」を「「政治資金規正法第19条の16」とに、「、「少額領収書等の写し」」を「「少額領収書等の写し」」に改める。

第9条の見出しを「(都道府県提出文書の閲覧又は写しの交付の請求)」に改め、同条中「支部報告書等の閲覧」を「都道府県提出文書の閲覧又は写しの交付」に、「別記第17号様式」を「別記第17号様式による都道府県提出文書閲覧等請求書」に改め、同条に次の1項を加える。

2 県委員会は、前項の請求書に形式上の不備があると認めるときは、同項の規定による請求をした者(以下「都道府県提出文書請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、県委員会は、当該都道府県提出文書請求者に対し、補正の参考となる情報を提供しよう努めなければならない。

第10条の見出しを「(都道府県提出文書の閲覧の方法)」に改め、同条中「支部報告書等の」を「都道府県提出文書の」に、「第1項の規定中」を「第1項中」に、「、「政党助成法第32条第5項」と読み替えるものとし」を「「政党助成法第32条第5項」とに、「、「支部報告書等」」を「「都道府県提出文書」」に改める。

第11条中「及び第6条第1項」を「、第6条第1項又は第9条第1項」に、「第3条に」を「第3条又は第3条の2に」に改め、同条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

(都道府県提出文書の写しの交付の方法)

第11条 第5条の規定は、都道府県提出文書の写しの交付について準用する。この場合において、同条第1項中「第3条第1項」とあるのは「第9条第1項」と、「収支報告等請求者」とあるのは「都道府県提出文書請求者」と、「収支報告書等の」とあるのは「都道府県提出文書の」と、同条第2項中「収支報告等請求者」とあるのは「都道府県提出文書請求者」と、「別記第2号様式」とあるのは「別記第18号様式」と、同条第3項中「第3条第1項」とあるのは「第9条第1項」と、「収支報告書等の」とあるのは「都道府県提出文書の」と、「収支報告等請求者」とあるのは「都道府県提出文書請求者」と、「別記第3号様式」とあるのは「別記第19号様式」と、同条第4項中「収支報告等」とあるのは「都道府県提出文書」と読み替えるものとする。

別記第17号様式を次のように改める。

第17号様式 (第9条関係)

都道府県提出文書閲覧等請求書

年 月 日

高知県選挙管理委員会委員長 様

請求者 郵便番号
 住所
 氏名
 電話番号
 (法人その他の団体にあつては、主たる事務
 所の所在地、名称及び代表者の職・氏名)

政党助成法第32条第5項の規定に基づき、下記のとおり都道府県提出文書の閲覧又は写しの交付を請求します。

記

年	政治団体の名称	請求の区分
		<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 (枚)
		<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 (枚)
		<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 (枚)
		<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 (枚)
		<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 (枚)
写しの交付枚数合計		枚

- 備考 1 都道府県提出文書の写しの交付については、高知県手数料徴収条例第3条の2の規定により、用紙1枚につき10円の都道府県提出文書写し交付手数料が必要です。
- 2 都道府県提出文書の写しの交付について、郵送を希望される場合は、都道府県提出文書写し交付手数料とは別に郵便料金が必要です。

選挙管理委員会記入欄 (この欄は、記入しないでください。)

閲覧時間	年 月 日 午前・午後 時 分 ~ 年 月 日 午前・午後 時 分
交付年月日	年 月 日
手数料等	手数料 円 (交付枚数 枚) 郵便料金 円
備考	

別記様式第17号の次に次の2様式を加える。

第18号様式（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

高知県選挙管理委員会 印

都道府県提出文書写しの交付期間延長通知書

年 月 日付け都道府県提出文書閲覧等請求書により写しの交付の請求のありましたことについて、高知県政治資金規正法に基づく収支報告書等の閲覧等に関する規程第11条において読み替えて準用する第5条第2項の規定により、下記のとおり当該写しの交付に係る期間を延長することとしましたので、通知します。

記

開示請求年月日	年 月 日
写しの交付請求のあった都道府県提出文書	
延長前の期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
連絡先	電話番号 内線

第19号様式（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

高知県選挙管理委員会 印

都道府県提出文書に係る写しの交付期間延長等通知書

年 月 日付け都道府県提出文書閲覧等交付請求書により写しの交付の請求のありましたことについて、高知県政治資金規正法に基づく収支報告書等の閲覧等に関する規程第11条において読み替えて準用する第5条第3項の規定により、当該請求に係る都道府県提出文書のうち次に掲げる部分については第11条において読み替えて準用する第5条第2項の規定により延長した期間内に写しを交付し、残りの都道府県提出文書については次に掲げる期限までにその写しを交付することとしましたので、通知します。

請求年月日	年 月 日
写しの交付請求のあった都道府県提出文書	
延長前の期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の期間	年 月 日から 年 月 日まで
第11条において読み替えて準用する第5条第3項の規定を適用する理由	
第11条において読み替えて準用する第5条第2項の延長後の期間内に写しを交付する部分	
残りの都道府県提出文書について写しを交付する期限	年 月 日
連絡先	

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和8年1月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示による改正後の高知県政治資金規正法に基づく収支報告書等の閲覧等に関する規程の規定は、この告示の施行の日以後の高知県選挙管理委員会に対する請求に係るものについて適用し、同日前の高知県選挙管理委員会に対する請求に係るものについては、なお従前の例による。

人事委員会規則

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月23日

高知県人事委員会委員長 門田 純一

高知県人事委員会規則第41号

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給等に関する規則（昭和31年高知県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第5条の5第2項を削る。

第8条の2第3項第1号中「4,400円」を「4,700円」に改め、同項第2号中「21,000円」を「22,500円」に改め、同項第3号中「7,400円」を「7,700円」に改め、同項第4号中「6,100円」を「6,400円」に改め、同項第5号中「5,300円」を「5,600円」に改める。

別表第2の1を削り、同表の2を同表の1とし、同表の3を同表の2とし、同表の4の表中

1日当たり 8,000円 (当該額に100分の100に相当する額を加算した額となる公立学校職員の条例第16条第2項の表備考の人事委員会規則で定める被害が特に甚大な非常災害は、災害対策基本法第24条の規定	業務に従事した時間が、終日に及ぶ程度（日中8時間程度）又はこれと同程度であること。
---	---

に基づく非常災害対策本部又は同法第28条の2の規定に基づく緊急災害対策本部が設置される災害とし、同表備考の人事委員会規則で定める心身に著しい負担を与える業務は、学校の管理下において行われる、学校の施設等に避難している児童生徒等の救援業務とする。）

1日当たり
7,500円

1日当たり
7,500円

を「

1日当たり
8,000円
(当該額に100分の100に相当する額を加算した額となる公立学校職員の条例第16条第2項の表備考の人事委員会規則で定める被害が特に甚大な非

業務に従事した時間が、半日程度（日中4時間程度）又はこれと同程度であること。

常災害は、災害対策基本法第24条の規定に基づく非常災害対策本部又は同法第28条の2の規定に基づく緊急災害対策本部が設置される災害とし、同表備考の人事委員会規則で定める心身に著しい負担を与える業務は、学校の管理下において行われる、学校の施設等に避難している児童生徒等の救援業務とする。）

1日当たり
8,000円

1日当たり
8,000円

に改め、同表の4を同表の3とし、同表の5を同表の4とし、同表の6を同表の5とし、同表の7を同表の6とする。
別表第5及び別表第6を次のように改める。

別表第5 (第9条関係)

調整基本額表 (定年后再任用短時間勤務職員以外の職員)

1 行政職給料表

職務の級	調整基本額
1 級	7,700円
2 級	9,000円
3 級	10,100円
4 級	10,800円
5 級	11,200円
6 級	11,700円
7 級	13,500円
8 級	14,500円
9 級	16,100円

2 研究職給料表

職務の級	調整基本額
1 級	8,900円
2 級	10,000円
3 級	11,500円
4 級	12,300円
5 級	15,100円

3 医療職給料表(1)

職務の級	調整基本額
1 級	12,300円
2 級	14,000円

3 級	15,300円
4 級	16,900円

4 医療職給料表(2)

職務の級	調整基本額
1 級	7,600円
2 級	8,700円
3 級	9,700円
4 級	10,200円
5 級	11,100円
6 級	11,800円
7 級	13,300円

5 医療職給料表(3)

職務の級	調整基本額
1 級	8,800円
2 級	9,900円
3 級	10,200円
4 級	10,500円
5 級	10,900円
6 級	12,100円

6 小学校・中学校等教育職給料表

職務の級	調整基本額
1 級	9,200円

2 級	11,500円
特 2 級	11,800円
3 級	12,300円
4 級	13,600円

7 高等学校等教育職給料表

職務の級	調整基本額
1 級	9,600円
2 級	11,600円
特 2 級	12,100円
3 級	12,700円
4 級	14,100円

8 警察官給料表

職務の級	調整基本額
1 級	9,000円
2 級	9,600円
3 級	10,100円
4 級	11,200円
5 級	11,800円
6 級	12,200円
7 級	12,600円
8 級	14,400円
9 級	14,800円

別表第6 (第9条関係)

調整基本額表 (定年前再任用短時間勤務職員)

1 行政職給料表

職務の級	調整基本額
1 級	6,000円
2 級	6,800円
3 級	8,200円
4 級	8,800円
5 級	9,300円
6 級	10,100円
7 級	11,400円
8 級	12,500円
9 級	14,100円

2 研究職給料表

職務の級	調整基本額
1 級	6,900円
2 級	8,300円
3 級	9,100円
4 級	10,400円
5 級	12,300円

3 医療職給料表(1)

職務の級	調整基本額
1 級	9,300円
2 級	10,600円

3 級	12,300円
4 級	14,600円

4 医療職給料表(2)

職務の級	調整基本額
1 級	6,000円
2 級	6,800円
3 級	7,800円
4 級	8,200円
5 級	9,000円
6 級	10,300円
7 級	11,700円

5 医療職給料表(3)

職務の級	調整基本額
1 級	7,400円
2 級	8,200円
3 級	8,400円
4 級	8,700円
5 級	9,300円
6 級	10,400円

6 小学校・中学校等教育職給料表

職務の級	調整基本額
1 級	7,200円

2 級	8,700円
特2 級	9,600円
3 級	10,600円
4 級	13,000円

7 高等学校等教育職給料表

職務の級	調整基本額
1 級	7,400円
2 級	8,800円
特2 級	9,700円
3 級	10,900円
4 級	13,300円

8 警察官給料表

職務の級	調整基本額
1 級	7,700円
2 級	8,000円
3 級	8,200円
4 級	9,200円
5 級	9,800円
6 級	10,200円
7 級	11,000円
8 級	12,100円
9 級	13,100円

<p>附 則 (施行期日等)</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、令和8年1月1日から施行する。</p> <p>2 この規則による改正後の職員の給与の支給等に関する規則第5条の5、第8条の2第3項、別表第5及び別表第6の規定は、令和7年4月1日から適用する。</p> <p>~~~~~</p> <p>給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和7年12月23日 高知県人事委員会委員長 門田 純一</p> <p>高知県人事委員会規則第42号 給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則 給料表の適用範囲に関する規則（昭和32年高知県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。 第7条及び第8条中「3級」を「3級（同備考においてその職務の級が4級である職員で同じく人事委員会規則で定めるものにあつては、4級）」に改める。</p> <p>附 則 この規則は、令和8年1月1日から施行する。</p> <p>~~~~~</p> <p>通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和7年12月23日 高知県人事委員会委員長 門田 純一</p> <p>高知県人事委員会規則第43号 通勤手当に関する規則の一部を改正する規則 通勤手当に関する規則（昭和33年高知県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。 第6条の2第1号の表中「7,100円」を「7,300円」に、「10,000円」を「10,400円」に、「12,900円」を「13,500円」に、「15,800円」を「16,600円」に、「18,700円」を「19,700円」に、「21,600円」を「22,800円」に、「24,400円」を「25,900円」に、「26,200円」を「29,100円」に、「28,000円」を「32,300円」に、「29,800円」を「35,500円」に、「31,600円」を「38,700円」に改め、同条第2号の表中「10,700円」を「11,000円」に、「13,500円」を「14,100円」に、「16,300円」を「17,300円」に、「19,200円」を「20,400円」に、「22,000円」を「23,500円」に、「24,800円」を「26,700円」に、「27,200円」を「29,800円」に、「29,600円」を「32,900円」に、「32,000円」を「36,100円」に、「34,400円」を「39,200円」に、「36,800円」を「42,300円」に改める。</p>	<p>附 則 この規則は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。</p>	
--	---	--

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月23日

高知県人事委員会委員長 門田 純一

高知県人事委員会規則第44号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（昭和36年高知県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

別表の表の部分を次のように改める。

職員の区分 期間の区分	1項職員			2項職員	3項職員
	1種	2種	3種		
	円	円	円	円	円
1年未満	417,600	371,300	310,800	67,500	50,000
1年以上2年未満	417,600	371,300	310,800	67,500	50,000
2年以上3年未満	417,600	371,300	310,800	67,500	50,000
3年以上4年未満	417,600	371,300	310,800	67,500	46,000
4年以上5年未満	417,600	371,300	310,800	67,500	42,000
5年以上6年未満	417,600	371,300	310,800	67,500	38,000
6年以上7年未満	417,600	371,300	310,800	65,100	34,000
7年以上8年未満	417,600	371,300	310,800	62,700	30,000
8年以上9年未満	417,600	371,300	310,800	60,300	26,000
9年以上10年未満	417,600	371,300	310,800	57,900	22,000
10年以上11年未満	417,600	371,300	310,800	55,300	18,000
11年以上12年未満	417,600	371,300	310,800	52,900	14,000
12年以上13年未満	417,600	371,300	310,800	50,500	10,000
13年以上14年未満	417,600	371,300	310,800	48,100	6,000
14年以上15年未満	417,600	371,300	310,800	46,100	3,000

15年以上16年未満	417,600	371,300	310,800	44,300	
16年以上17年未満	413,200	367,300	307,500	42,500	
17年以上18年未満	408,800	363,300	304,200	40,800	
18年以上19年未満	404,400	359,300	300,900	39,100	
19年以上20年未満	400,000	355,300	297,600	37,300	
20年以上21年未満	395,600	351,300	294,300	35,600	
21年以上22年未満	381,600	339,000	283,300	34,500	
22年以上23年未満	365,100	324,300	271,300	33,400	
23年以上24年未満	348,600	308,800	258,800	31,800	
24年以上25年未満	332,100	293,300	246,300	30,700	
25年以上26年未満	315,600	277,300	233,800	29,500	
26年以上27年未満	298,100	260,300	218,300	28,400	
27年以上28年未満	280,600	243,300	202,800	27,300	
28年以上29年未満	263,100	226,300	187,300	26,000	
29年以上30年未満	245,100	208,800	171,800	25,200	
30年以上31年未満	227,100	191,300	155,300	24,200	
31年以上32年未満	209,100	173,800	138,800	23,000	
32年以上33年未満	190,100	155,800	122,300	21,300	
33年以上34年未満	171,100	137,300	104,300	19,500	
34年以上35年未満	152,100	118,800	86,300	17,400	

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月23日

高知県人事委員会委員長 門田 純一

高知県人事委員会規則第45号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

第1条 期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和38年高知県人事委員会規則第31号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項第1号ア中「100分の115.5以上100分の292.5以下」を「100分の118以上100分の300以下」に、「100分の139.5以上100分の352.5以下」を「100分の142以上100分の360以下」に改め、同号イ中「100分の105以上100分の115.5未満」を「100分の107.5以上100分の118未満」に、「100分の126以上100分の139.5未満」を「100分の128.5以上100分の142未満」に改め、同号ウ中「100分の94.5」を「100分の97」に、「100分の114.5」を「100分の117」に改め、同号エ中「100分の87」を「100分の89.5」に、「100分の106」を「100分の108.5」に改め、同項第2号ア中「100分の83.5以上100分の250.5未満」を「100分の85.5以上100分の256.5以下」に改め、同号イ中「100分の73.5」を「100分の75.5」に改め、同号ウ中「100分の67」を「100分の69」に改める。

第13条の2第1項第1号中「6月に支給する場合においては100分の50.7以上（特定幹部職員にあっては、100分の60.7以上）、12月に支給する場合においては100分の50.8」を「100分の53.3」に、「100分の60.8」を「100分の63.3」に改め、同項第2号中「6月に支給する場合においては100分の47.2（特定幹部職員にあっては、100分の57.2）、12月に支給する場合においては100分の47.3」を「100分の49.8」に、「100分の57.3」を「100分の59.8」に改め、同項第3号中「6月に支給する場合においては100分の45.2以下（特定幹部職員にあっては、100分の55.2以下）、12月に支給する場合においては100分の45.3」を「100分の47.8」に、「100分の55.3」を「100分の57.8」に改める。

第2条 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を次のように改正する。

第13条第1項第1号ア中「100分の118以上100分の300以下」を「6月に支給する場合においては100分の116.8以上100分の296.4以下」に、「100分の142以上100分の360以下」を「100分の140.8以上100分の356.4以下）、12月に支給する場合においては100分の116.7以上100分の296.1以下（特定幹部職員にあっては、100分の140.7以上100分の356.1以下）に改め、同号イ中「100分の107.5以上100分の118未満」を「6月に支給する場合

においては100分の106.3以上100分の116.8未満（特定幹部職員にあっては、100分の127.3以上100分の140.8未満）、12月に支給する場合においては100分の106.2以上100分の116.7未満」に、「100分の128.5以上100分の142未満」を「100分の127.2以上100分の140.7未満」に改め、同号ウ中「100分の97」を「6月に支給する場合においては100分の95.8（特定幹部職員にあっては、100分の115.8）、12月に支給する場合においては100分の95.7」に、「100分の117」を「100分の115.7」に改め、同号エ中「100分の89.5」を「6月に支給する場合においては100分の88.3以下（特定幹部職員にあっては、100分の107.3以下）、12月に支給する場合においては100分の88.2」に、「100分の108.5」を「100分の107.2」に改め、同項第2号ア中「100分の85.5以上100分の256.5以下」を「100分の84.5以上100分の253.5以下」に改め、同号イ中「100分の75.5」を「100分の74.5」に改め、同号ウ中「100分の69」を「100分の68」に改める。

第13条の2第1項第1号中「100分の53.3」を「100分の52」に、「100分の63.3」を「100分の62」に改め、同項第2号中「100分の49.8」を「100分の48.5」に、「100分の59.8」を「100分の58.5」に改め、同項第3号中「100分の47.8」を「100分の46.5」に、「100分の57.8」を「100分の56.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、令和7年12月1日から適用する。

特地利務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月23日

高知県人事委員会委員長 門田 純一

高知県人事委員会規則第46号

特地利務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地利務手当等に関する規則（昭和45年高知県人事委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項を削り、同条第2項第1号を削り、同項第2号中「職員の条例第13条の3第2項及び警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第47号）第13条第1項第3号に規定する国家公務員等（次項において「国家公務員等」という。）であった者から人事交流等により引き続き」を「新たに」に改め、「又は退職派遣からの採用若しくは定年前再任用をされ」を削り、同号を同項第1号とし、同項第3号中「定年前

再任用」を「職員の定年等に関する条例第13条又は第14条第1項の規定による採用（以下この条において「定年前再任用」という。）」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号を同項第3号とし、同項第5号中「前各号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項を同条第1項とし、同条第3項第1号中「国家公務員等であった者から人事交流等により引き続き」を「新たに」に改め、「又は前項第1号に掲げる職員」及び「退職派遣からの採用をされた日又は定年前再任用をされた日」を削り、同項第3号中「前項第2号」を「前項第1号」に改め、「退職派遣からの採用をされた日又は定年前再任用をされた日」を削り、同項第4号中「前項第3号」を「前項第2号」に改め、同項第5号中「前項第4号」を「前項第3号」に改め、同項第6号中「前項第5号」を「前項第4号」に改め、同項を同条第2項とする。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。
（特地利務手当等に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）
- 2 特地利務手当等に関する規則の一部を改正する規則（令和7年高知県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「第4条第2項及び第3項」を「第4条第1項及び第2項」に、「同条第2項第1号」を「同条第1項第2号」に、「第13条若しくは」を「第13条又は」に、「若しくは第6条第1項」を「又は第6条第1項」に改め、「同条例の規定により退職した日」とあるのは「職員の定年等に関する条例の規定により退職した日又は令和4年改正定年条例附則第3条第1項若しくは第2項、第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第2項若しくは第6条第1項若しくは第2項の規定による採用に係る任期が満了した日」とを削り、「同項第2号から第4号まで並びに同条第3項第1号及び第3号」を「同項第3号」に、「同項第4号」を「同条第2項第4号」に改め、附則第4項中「第4条第2項第1号及び第2号」を「第4条第1項第1号」に改め、附則第5項中「第4条第2項第3号」を「第4条第1項第2号」に改め、附則第6項中「第4条第2項第4号」を「第4条第1項第3号」に改める。

県立学校職員の特地利務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月23日

高知県人事委員会委員長 門田 純一

高知県人事委員会規則第47号

県立学校職員の特地利務手当等に関する規則の一部を改

正する規則

県立学校職員の特地勤務手当等に関する規則（昭和50年高知県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項を削り、同条第2項第1号を削り、同項第2号中「公立学校職員の条例第16条の3第2項に規定する国家公務員等（次項において「国家公務員等」という。）であった者から人事交流等により引き続きを「新たに」に改め、「又は退職派遣からの採用若しくは定年前再任用をされ」を削り、同号を同項第1号とし、同項第3号中「定年前再任用」を「職員の定年等に関する条例第13条又は第14条第1項の規定による採用（以下この条において「定年前再任用」という。）」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号を同項第3号とし、同項第5号中「前各号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項を同条第1項とし、同条第3項第1号中「国家公務員等であった者から人事交流等により引き続きを「新たに」に改め、「又は前項第1号に掲げる職員」及び「退職派遣からの採用をされた日又は定年前再任用をされた日」を削り、同項第3号中「前項第2号」を「前項第1号」に改め、「又は現職派遣からの採用をされた日」を削り、同項第4号中「前項第3号」を「前項第2号」に改め、同項第5号中「前項第4号」を「前項第3号」に改め、同項第6号中「前項第5号」を「前項第4号」に改め、同項を同条第2項とする。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。
（県立学校職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）
- 2 県立学校職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則（令和7年高知県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「第5条第2項及び第3項」を「第5条第1項及び第2項」に、「同条第2項第1号」を「同条第1項第2号」に、「第13条若しくは」を「第13条又は」に、「若しくは第6条第1項」を「又は第6条第1項」に改め、「同条例の規定により退職した日」とあるのは「職員の定年等に関する条例の規定により退職した日又は令和4年改正定年条例附則第3条第1項若しくは第2項、第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第2項若しくは第6条第1項若しくは第2項の規定による採用に係る任期が満了した日」とを削り、「同項第2号から第4号まで並びに同条第3項第1号及び第3号」を「同項第3号」に、「同項第4号」を「同条第2項第4号」に改め、附則第4項中「第5条第2項第1号及び第2号」を「第5条第1項第1号」に改め、附則第5項中「第5条第2項第3号」を「第5条第1項第2号」に改め、附則第6項中

「第5条第2項第4号」を「第5条第1項第3号」に改める。

~~~~~  
義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月23日

高知県人事委員会委員長 門田 純一

**高知県人事委員会規則第48号****義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則**

義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和50年高知県人事委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「掲げる額に」を「掲げる額（同表の備考の規定による加算額（以下この号において「備考加算額」という。）を除く。）に」に、「切り上げた額」としを、「切り上げた額」に備考加算額を加えた額」としに改める。

別表を次のように改める。

## 別表第1（第3条関係）

小学校・中学校等教育職給料表の適用を受ける者の義務教育等教員特別手当

| 職員の区分              | 職務の級<br>号給 | 1級    | 2級    | 特2級   | 3級    | 4級    |
|--------------------|------------|-------|-------|-------|-------|-------|
|                    |            | 円     | 円     | 円     | 円     | 円     |
| 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 | 1          | 1,300 | 1,400 | 2,800 | 3,400 | 5,100 |
|                    | 2          | 1,300 | 1,400 | 2,800 | 3,400 | 5,100 |
|                    | 3          | 1,300 | 1,400 | 2,800 | 3,400 | 5,100 |
|                    | 4          | 1,300 | 1,400 | 2,800 | 3,400 | 5,100 |
|                    | 5          | 1,300 | 1,600 | 3,000 | 3,500 | 5,200 |
|                    | 6          | 1,300 | 1,600 | 3,000 | 3,500 | 5,200 |
|                    | 7          | 1,300 | 1,600 | 3,000 | 3,500 | 5,200 |
|                    | 8          | 1,300 | 1,600 | 3,000 | 3,500 | 5,200 |
|                    | 9          | 1,400 | 1,700 | 3,200 | 3,600 | 5,300 |
|                    | 10         | 1,400 | 1,700 | 3,200 | 3,600 | 5,300 |
|                    | 11         | 1,400 | 1,700 | 3,200 | 3,600 | 5,300 |
|                    | 12         | 1,400 | 1,700 | 3,200 | 3,600 | 5,300 |
|                    | 13         | 1,500 | 1,700 | 3,300 | 3,800 | 5,400 |
|                    | 14         | 1,500 | 1,700 | 3,300 | 3,800 | 5,400 |
|                    | 15         | 1,500 | 1,700 | 3,300 | 3,800 | 5,400 |
|                    | 16         | 1,500 | 1,700 | 3,300 | 3,800 | 5,400 |
| 17                 | 1,600      | 1,800 | 3,400 | 3,800 | 5,500 |       |
| 18                 | 1,600      | 1,800 | 3,400 | 3,800 | 5,500 |       |
| 19                 | 1,600      | 1,800 | 3,400 | 3,800 | 5,500 |       |
| 20                 | 1,600      | 1,800 | 3,400 | 3,800 | 5,500 |       |
| 21                 | 1,700      | 1,900 | 3,500 | 4,000 | 5,600 |       |
| 22                 | 1,700      | 1,900 | 3,500 | 4,000 | 5,600 |       |
| 23                 | 1,700      | 1,900 | 3,500 | 4,000 | 5,600 |       |
| 24                 | 1,700      | 1,900 | 3,500 | 4,000 | 5,600 |       |
| 25                 | 1,800      | 2,000 | 3,700 | 4,100 | 5,700 |       |
| 26                 | 1,800      | 2,000 | 3,700 | 4,100 | 5,700 |       |
| 27                 | 1,800      | 2,000 | 3,700 | 4,100 | 5,700 |       |
| 28                 | 1,800      | 2,000 | 3,700 | 4,100 | 5,700 |       |
| 29                 | 1,900      | 2,100 | 3,800 | 4,100 | 5,800 |       |
| 30                 | 1,900      | 2,100 | 3,800 | 4,100 | 5,800 |       |
| 31                 | 1,900      | 2,100 | 3,800 | 4,100 | 5,800 |       |
| 32                 | 1,900      | 2,100 | 3,800 | 4,100 | 5,800 |       |
| 33                 | 1,900      | 2,200 | 3,900 | 4,200 | 5,900 |       |
| 34                 | 1,900      | 2,200 | 3,900 | 4,200 | 5,900 |       |
| 35                 | 1,900      | 2,200 | 3,900 | 4,200 | 5,900 |       |
| 36                 | 1,900      | 2,200 | 3,900 | 4,200 | 5,900 |       |

|    |       |       |       |       |
|----|-------|-------|-------|-------|
| 37 | 2,000 | 2,300 | 4,000 | 4,400 |
| 38 | 2,000 | 2,300 | 4,000 | 4,400 |
| 39 | 2,000 | 2,300 | 4,000 | 4,400 |
| 40 | 2,000 | 2,300 | 4,000 | 4,400 |
| 41 | 2,200 | 2,400 | 4,000 | 4,400 |
| 42 | 2,200 | 2,400 | 4,000 | 4,400 |
| 43 | 2,200 | 2,400 | 4,000 | 4,400 |
| 44 | 2,200 | 2,400 | 4,000 | 4,400 |
| 45 | 2,200 | 2,600 | 4,100 | 4,600 |
| 46 | 2,200 | 2,600 | 4,100 | 4,600 |
| 47 | 2,200 | 2,600 | 4,100 | 4,600 |
| 48 | 2,200 | 2,600 | 4,100 | 4,600 |
| 49 | 2,300 | 2,600 | 4,200 | 4,700 |
| 50 | 2,300 | 2,600 | 4,200 | 4,700 |
| 51 | 2,300 | 2,600 | 4,200 | 4,700 |
| 52 | 2,300 | 2,600 | 4,200 | 4,700 |
| 53 | 2,400 | 2,800 | 4,400 | 4,700 |
| 54 | 2,400 | 2,800 | 4,400 | 4,700 |
| 55 | 2,400 | 2,800 | 4,400 | 4,700 |
| 56 | 2,400 | 2,800 | 4,400 | 4,700 |
| 57 | 2,400 | 3,000 | 4,400 | 4,800 |
| 58 | 2,400 | 3,000 | 4,400 | 4,800 |
| 59 | 2,400 | 3,000 | 4,400 | 4,800 |
| 60 | 2,400 | 3,000 | 4,400 | 4,800 |
| 61 | 2,500 | 3,200 | 4,500 | 4,900 |
| 62 | 2,500 | 3,200 | 4,500 | 4,900 |
| 63 | 2,500 | 3,200 | 4,500 | 4,900 |
| 64 | 2,500 | 3,200 | 4,500 | 4,900 |
| 65 | 2,600 | 3,300 | 4,700 | 5,000 |
| 66 | 2,600 | 3,300 | 4,700 | 5,000 |
| 67 | 2,600 | 3,300 | 4,700 | 5,000 |
| 68 | 2,600 | 3,300 | 4,700 | 5,000 |
| 69 | 2,600 | 3,400 | 4,700 | 5,100 |
| 70 | 2,600 | 3,400 | 4,700 | 5,100 |
| 71 | 2,600 | 3,400 | 4,700 | 5,100 |
| 72 | 2,600 | 3,400 | 4,700 | 5,100 |
| 73 | 2,700 | 3,500 | 4,700 | 5,100 |
| 74 | 2,700 | 3,500 | 4,700 | 5,100 |
| 75 | 2,700 | 3,500 | 4,700 | 5,100 |
| 76 | 2,700 | 3,500 | 4,700 | 5,100 |
| 77 | 2,800 | 3,700 | 4,700 | 5,200 |
| 78 | 2,800 | 3,700 | 4,700 | 5,200 |

|     |       |       |       |       |
|-----|-------|-------|-------|-------|
| 79  | 2,800 | 3,700 | 4,700 | 5,200 |
| 80  | 2,800 | 3,700 | 4,700 | 5,200 |
| 81  | 2,800 | 3,800 | 4,800 | 5,200 |
| 82  | 2,800 | 3,800 | 4,800 |       |
| 83  | 2,800 | 3,800 | 4,800 |       |
| 84  | 2,800 | 3,800 | 4,800 |       |
| 85  | 2,800 | 3,800 | 5,000 |       |
| 86  | 2,800 | 3,800 | 5,000 |       |
| 87  | 2,800 | 3,800 | 5,000 |       |
| 88  | 2,800 | 3,800 | 5,000 |       |
| 89  | 2,900 | 3,900 | 5,000 |       |
| 90  | 2,900 | 3,900 | 5,000 |       |
| 91  | 2,900 | 3,900 | 5,000 |       |
| 92  | 2,900 | 3,900 | 5,000 |       |
| 93  | 3,000 | 4,000 | 5,000 |       |
| 94  | 3,000 | 4,000 | 5,000 |       |
| 95  | 3,000 | 4,000 | 5,000 |       |
| 96  | 3,000 | 4,000 | 5,000 |       |
| 97  | 3,100 | 4,100 | 5,100 |       |
| 98  | 3,100 | 4,100 |       |       |
| 99  | 3,100 | 4,100 |       |       |
| 100 | 3,100 | 4,100 |       |       |
| 101 | 3,100 | 4,200 |       |       |
| 102 | 3,100 | 4,200 |       |       |
| 103 | 3,100 | 4,200 |       |       |
| 104 | 3,100 | 4,200 |       |       |
| 105 | 3,200 | 4,300 |       |       |
| 106 | 3,200 | 4,300 |       |       |
| 107 | 3,200 | 4,300 |       |       |
| 108 | 3,200 | 4,300 |       |       |
| 109 | 3,200 | 4,400 |       |       |
| 110 | 3,200 | 4,400 |       |       |
| 111 | 3,200 | 4,400 |       |       |
| 112 | 3,200 | 4,400 |       |       |
| 113 | 3,200 | 4,400 |       |       |
| 114 | 3,200 | 4,400 |       |       |
| 115 | 3,200 | 4,400 |       |       |
| 116 | 3,200 | 4,400 |       |       |
| 117 | 3,300 | 4,500 |       |       |
| 118 | 3,300 | 4,500 |       |       |
| 119 | 3,300 | 4,500 |       |       |
| 120 | 3,300 | 4,500 |       |       |

|               |       |       |       |       |       |
|---------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 121           | 3,300 | 4,600 |       |       |       |
| 122           | 3,300 | 4,600 |       |       |       |
| 123           | 3,300 | 4,600 |       |       |       |
| 124           | 3,300 | 4,600 |       |       |       |
| 125           | 3,300 | 4,700 |       |       |       |
| 126           |       | 4,700 |       |       |       |
| 127           |       | 4,700 |       |       |       |
| 128           |       | 4,700 |       |       |       |
| 129           |       | 4,700 |       |       |       |
| 130           |       | 4,700 |       |       |       |
| 131           |       | 4,700 |       |       |       |
| 132           |       | 4,700 |       |       |       |
| 133           |       | 4,700 |       |       |       |
| 134           |       | 4,700 |       |       |       |
| 135           |       | 4,700 |       |       |       |
| 136           |       | 4,700 |       |       |       |
| 137           |       | 4,700 |       |       |       |
| 138           |       | 4,700 |       |       |       |
| 139           |       | 4,700 |       |       |       |
| 140           |       | 4,700 |       |       |       |
| 141           |       | 4,700 |       |       |       |
| 142           |       | 4,700 |       |       |       |
| 143           |       | 4,700 |       |       |       |
| 144           |       | 4,700 |       |       |       |
| 145           |       | 4,800 |       |       |       |
| 146           |       | 4,800 |       |       |       |
| 147           |       | 4,800 |       |       |       |
| 148           |       | 4,800 |       |       |       |
| 149           |       | 4,900 |       |       |       |
| 定年前再任用短時間勤務職員 | 2,200 | 2,600 | 3,200 | 3,500 | 4,400 |

備考 この表の適用を受ける職員のうち、条例第23条の2第2項第1号に掲げる校務に従事する者（以下「学級を担当する者」という。）の義務教育等教員特別手当の月額、この表の額に3,000円（学級を担当する者のうち、一以上の学級を複数の者で担任する者については、3,000円に当該担任する学級の数を乗じ、当該学級を担当する者（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員を含む。）の数で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。））をそれぞれ加算した額とする。

別表第2 (第3条関係)

高等学校等教育職給料表の適用を受ける者の義務教育等教員特別手当

| 職員の区分              | 職務の級<br>号給 | 1級    | 2級    | 特2級   | 3級    | 4級    |
|--------------------|------------|-------|-------|-------|-------|-------|
|                    |            | 円     | 円     | 円     | 円     | 円     |
| 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 | 1          | 1,300 | 1,700 | 2,800 | 4,000 | 5,100 |
|                    | 2          | 1,300 | 1,700 | 2,800 | 4,000 | 5,100 |
|                    | 3          | 1,300 | 1,700 | 2,800 | 4,000 | 5,100 |
|                    | 4          | 1,300 | 1,700 | 2,800 | 4,000 | 5,100 |
|                    | 5          | 1,300 | 1,800 | 3,000 | 4,100 | 5,200 |
|                    | 6          | 1,300 | 1,800 | 3,000 | 4,100 | 5,200 |
|                    | 7          | 1,300 | 1,800 | 3,000 | 4,100 | 5,200 |
|                    | 8          | 1,300 | 1,800 | 3,000 | 4,100 | 5,200 |
|                    | 9          | 1,400 | 1,900 | 3,200 | 4,100 | 5,300 |
|                    | 10         | 1,400 | 1,900 | 3,200 | 4,100 | 5,300 |
|                    | 11         | 1,400 | 1,900 | 3,200 | 4,100 | 5,300 |
|                    | 12         | 1,400 | 1,900 | 3,200 | 4,100 | 5,300 |
|                    | 13         | 1,500 | 2,000 | 3,300 | 4,200 | 5,400 |
|                    | 14         | 1,500 | 2,000 | 3,300 | 4,200 | 5,400 |
|                    | 15         | 1,500 | 2,000 | 3,300 | 4,200 | 5,400 |
|                    | 16         | 1,500 | 2,000 | 3,300 | 4,200 | 5,400 |
|                    | 17         | 1,600 | 2,100 | 3,400 | 4,400 | 5,500 |
|                    | 18         | 1,600 | 2,100 | 3,400 | 4,400 | 5,500 |
|                    | 19         | 1,600 | 2,100 | 3,400 | 4,400 | 5,500 |
|                    | 20         | 1,600 | 2,100 | 3,400 | 4,400 | 5,500 |
|                    | 21         | 1,700 | 2,200 | 3,500 | 4,400 | 5,600 |
|                    | 22         | 1,700 | 2,200 | 3,500 | 4,400 | 5,600 |
|                    | 23         | 1,700 | 2,200 | 3,500 | 4,400 | 5,600 |
|                    | 24         | 1,700 | 2,200 | 3,500 | 4,400 | 5,600 |
|                    | 25         | 1,800 | 2,300 | 3,700 | 4,600 | 5,800 |
|                    | 26         | 1,800 | 2,300 | 3,700 | 4,600 | 5,800 |
|                    | 27         | 1,800 | 2,300 | 3,700 | 4,600 | 5,800 |
|                    | 28         | 1,800 | 2,300 | 3,700 | 4,600 | 5,800 |
|                    | 29         | 1,900 | 2,400 | 3,800 | 4,700 | 6,000 |
|                    | 30         | 1,900 | 2,400 | 3,800 | 4,700 | 6,000 |
|                    | 31         | 1,900 | 2,400 | 3,800 | 4,700 | 6,000 |
|                    | 32         | 1,900 | 2,400 | 3,800 | 4,700 | 6,000 |
|                    | 33         | 1,900 | 2,600 | 3,900 | 4,700 | 6,200 |
|                    | 34         | 1,900 | 2,600 | 3,900 | 4,700 | 6,200 |
|                    | 35         | 1,900 | 2,600 | 3,900 | 4,700 | 6,200 |
|                    | 36         | 1,900 | 2,600 | 3,900 | 4,700 | 6,200 |

|    |       |       |       |       |
|----|-------|-------|-------|-------|
| 37 | 2,000 | 2,600 | 4,000 | 4,800 |
| 38 | 2,000 | 2,600 | 4,000 | 4,800 |
| 39 | 2,000 | 2,600 | 4,000 | 4,800 |
| 40 | 2,000 | 2,600 | 4,000 | 4,800 |
| 41 | 2,200 | 2,800 | 4,000 | 4,900 |
| 42 | 2,200 | 2,800 | 4,000 | 4,900 |
| 43 | 2,200 | 2,800 | 4,000 | 4,900 |
| 44 | 2,200 | 2,800 | 4,000 | 4,900 |
| 45 | 2,200 | 3,000 | 4,100 | 5,000 |
| 46 | 2,200 | 3,000 | 4,100 | 5,000 |
| 47 | 2,200 | 3,000 | 4,100 | 5,000 |
| 48 | 2,200 | 3,000 | 4,100 | 5,000 |
| 49 | 2,300 | 3,200 | 4,200 | 5,100 |
| 50 | 2,300 | 3,200 | 4,200 | 5,100 |
| 51 | 2,300 | 3,200 | 4,200 | 5,100 |
| 52 | 2,300 | 3,200 | 4,200 | 5,100 |
| 53 | 2,400 | 3,300 | 4,400 | 5,100 |
| 54 | 2,400 | 3,300 | 4,400 | 5,100 |
| 55 | 2,400 | 3,300 | 4,400 | 5,100 |
| 56 | 2,400 | 3,300 | 4,400 | 5,100 |
| 57 | 2,400 | 3,400 | 4,400 | 5,200 |
| 58 | 2,400 | 3,400 | 4,400 | 5,200 |
| 59 | 2,400 | 3,400 | 4,400 | 5,200 |
| 60 | 2,400 | 3,400 | 4,400 | 5,200 |
| 61 | 2,500 | 3,500 | 4,500 | 5,200 |
| 62 | 2,500 | 3,500 | 4,500 | 5,200 |
| 63 | 2,500 | 3,500 | 4,500 | 5,200 |
| 64 | 2,500 | 3,500 | 4,500 | 5,200 |
| 65 | 2,600 | 3,700 | 4,700 | 5,400 |
| 66 | 2,600 | 3,700 | 4,700 | 5,400 |
| 67 | 2,600 | 3,700 | 4,700 | 5,400 |
| 68 | 2,600 | 3,700 | 4,700 | 5,400 |
| 69 | 2,600 | 3,800 | 4,700 | 5,500 |
| 70 | 2,600 | 3,800 | 4,700 | 5,500 |
| 71 | 2,600 | 3,800 | 4,700 | 5,500 |
| 72 | 2,600 | 3,800 | 4,700 | 5,500 |
| 73 | 2,700 | 3,800 | 4,700 | 5,600 |
| 74 | 2,700 | 3,800 | 4,700 | 5,600 |
| 75 | 2,700 | 3,800 | 4,700 | 5,600 |
| 76 | 2,700 | 3,800 | 4,700 | 5,600 |
| 77 | 2,800 | 3,900 | 4,700 | 5,700 |
| 78 | 2,800 | 3,900 | 4,700 | 5,700 |

|     |       |       |       |
|-----|-------|-------|-------|
| 79  | 2,800 | 3,900 | 4,700 |
| 80  | 2,800 | 3,900 | 4,700 |
| 81  | 2,800 | 4,000 | 4,800 |
| 82  | 2,800 | 4,000 | 4,800 |
| 83  | 2,800 | 4,000 | 4,800 |
| 84  | 2,800 | 4,000 | 4,800 |
| 85  | 2,800 | 4,100 | 5,000 |
| 86  | 2,800 | 4,100 | 5,000 |
| 87  | 2,800 | 4,100 | 5,000 |
| 88  | 2,800 | 4,100 | 5,000 |
| 89  | 2,900 | 4,200 | 5,000 |
| 90  | 2,900 | 4,200 | 5,000 |
| 91  | 2,900 | 4,200 | 5,000 |
| 92  | 2,900 | 4,200 | 5,000 |
| 93  | 3,000 | 4,300 | 5,000 |
| 94  | 3,000 | 4,300 | 5,000 |
| 95  | 3,000 | 4,300 | 5,000 |
| 96  | 3,000 | 4,300 | 5,000 |
| 97  | 3,100 | 4,400 | 5,100 |
| 98  | 3,100 | 4,400 |       |
| 99  | 3,100 | 4,400 |       |
| 100 | 3,100 | 4,400 |       |
| 101 | 3,100 | 4,400 |       |
| 102 | 3,100 | 4,400 |       |
| 103 | 3,100 | 4,400 |       |
| 104 | 3,100 | 4,400 |       |
| 105 | 3,200 | 4,500 |       |
| 106 | 3,200 | 4,500 |       |
| 107 | 3,200 | 4,500 |       |
| 108 | 3,200 | 4,500 |       |
| 109 | 3,200 | 4,600 |       |
| 110 | 3,200 | 4,600 |       |
| 111 | 3,200 | 4,600 |       |
| 112 | 3,200 | 4,600 |       |
| 113 | 3,200 | 4,700 |       |
| 114 | 3,200 | 4,700 |       |
| 115 | 3,200 | 4,700 |       |
| 116 | 3,200 | 4,700 |       |
| 117 | 3,300 | 4,700 |       |
| 118 | 3,300 | 4,700 |       |
| 119 | 3,300 | 4,700 |       |
| 120 | 3,300 | 4,700 |       |

|               |       |       |       |       |       |       |
|---------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 121           | 3,300 | 4,700 |       |       |       |       |
| 122           | 3,300 | 4,700 |       |       |       |       |
| 123           | 3,300 | 4,700 |       |       |       |       |
| 124           | 3,300 | 4,700 |       |       |       |       |
| 125           | 3,300 | 4,700 |       |       |       |       |
| 126           | 3,300 | 4,700 |       |       |       |       |
| 127           | 3,300 | 4,700 |       |       |       |       |
| 128           | 3,300 | 4,700 |       |       |       |       |
| 129           | 3,400 | 4,700 |       |       |       |       |
| 130           | 3,400 | 4,700 |       |       |       |       |
| 131           | 3,400 | 4,700 |       |       |       |       |
| 132           | 3,400 | 4,700 |       |       |       |       |
| 133           | 3,400 | 4,800 |       |       |       |       |
| 134           | 3,400 | 4,800 |       |       |       |       |
| 135           | 3,400 | 4,800 |       |       |       |       |
| 136           | 3,400 | 4,800 |       |       |       |       |
| 137           | 3,400 | 4,900 |       |       |       |       |
| 138           | 3,400 |       |       |       |       |       |
| 139           | 3,400 |       |       |       |       |       |
| 140           | 3,400 |       |       |       |       |       |
| 141           | 3,500 |       |       |       |       |       |
| 142           | 3,500 |       |       |       |       |       |
| 143           | 3,500 |       |       |       |       |       |
| 144           | 3,500 |       |       |       |       |       |
| 145           | 3,500 |       |       |       |       |       |
| 146           | 3,500 |       |       |       |       |       |
| 147           | 3,500 |       |       |       |       |       |
| 148           | 3,500 |       |       |       |       |       |
| 149           | 3,500 |       |       |       |       |       |
| 150           | 3,500 |       |       |       |       |       |
| 151           | 3,500 |       |       |       |       |       |
| 152           | 3,500 |       |       |       |       |       |
| 153           | 3,500 |       |       |       |       |       |
| 定年前再任用短時間勤務職員 |       | 2,200 | 2,600 | 3,200 | 3,500 | 4,400 |

備考 この表の適用を受ける職員のうち、学級を担当する者の義務教育等教員特別手当の月額、この表の額に3,000円（学級を担当する者のうち、一以上の学級を複数の者で担任する者にあつては、3,000円に当該担任する学級の数乗じ、当該学級を担当する者（地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員を含む。）の数で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。））をそれぞれ加算した額とする。

**附 則**

この規則は、令和8年1月1日から施行する。